掲載内容

序章　はじめに

〔1〕 相続とはどういったものか
〔2〕 デジタル領域の遺産とはどのような財産か
〔3〕 デジタル遺産は相続の対象となるか
〔4〕 デジタル遺産の分割にはどういった方法があるか

第1章　デジタル領域の相続における横断的論点

（アカウント・パスワードをめぐる承継と利用）

〔5〕 オンラインゲームのアカウントは相続できるか
〔6〕 故人のアカウントにログインしてもよいか
〔7〕 ID・パスワードが不明な場合はどう対応すべきか
〔8〕 パスワードは法律上どのように扱われるか

（死後事務と故人の意思実現）

〔9〕 データの消去やＷＥＢサービスの解約を遺族以外にやってもらうことはできるか
〔10〕 故人の意思を自動的に実現させることはできるか

（故人の権利と権利侵害への対応）

〔11〕 故人が生前受けていたインターネット上の権利侵害の法的地位を相続できるか
〔12〕 故人が生前受けていたインターネット上の権利侵害について削除対応できるか
〔13〕 故人が生前受けていたインターネット上の権利侵害への具体的な権利行使手段とは
〔14〕 故人がSNS上で権利侵害をしてしまっていた場合のリスクは

（個人情報とプライバシーの相続的扱い）

〔15〕 相続人からの、被相続人の預金情報を取得したいとの相談にはどう対応すればよいか
〔16〕 被相続人の個人情報について開示請求等を行う際に留意すべき点にはどのようなものがあるか

第2章　コンテンツ別にみる対応実務

（端末・クラウド内のデータ資産）

〔17〕 パソコン等のハードウェア内に残されたデジタル遺産は相続の対象となるか
〔18〕 所有しているハードウェア内のデジタル遺産を特定の相続人に引き継がせることができるか
〔19〕 被相続人が所有していたハードウェア内に残されたデジタル遺産を引き継ぎたいが注意点はあるか
〔20〕 クラウド上にある価値あるデータの相続方法は
〔21〕 クラウド上にある価値あるデータの生前の相続対策は

（オンライン資産と収益系サービス）

〔22〕 インターネット上の財産的価値のあるドメインや収益性のあるウェブサイトは相続の対象となるか
〔23〕 故人のオンライン預金口座残高等を確認するにはどうすればよいか
〔24〕 故人のオンライン上の預金以外の口座残高を確認するにはどうすればよいか
〔25〕 暗号資産を持っているときの生前対策とは
〔26〕 暗号資産を相続する際にどのような点に注意すべきか
〔27〕 故人が購入した電子書籍を相続することはできるか
〔28〕 サブスクリプションサービス契約を締結している場合に、生前に対応すべきことはあるか
〔29〕 故人がサブスクリプションサービス契約を締結していた場合に、相続人はどのように対応すべきか

（SNS・仮想空間における人格と表現）

〔30〕 SNSアカウントは相続することができるか
〔31〕 生前のSNSアカウントの相続希望は遺言などで指定すれば相続可能になるのか
〔32〕 ハンドルネームは相続の対象になるか
〔33〕 ハンドルネームの第三者の無断使用を止めることができるか
〔34〕 使用しているアバターを相続させることはできるか
〔35〕 メタバースとは何か
〔36〕 メタバースが関わる相続への事前の備えと初期対応は
〔37〕 メタバースが関わる相続の注意点は

（ポイント・利用権の取扱い）

〔38〕 事業者から発行されるポイントは相続できるか
〔39〕 オンラインゲームのキャラクターやゲーム内通貨は相続できるか
〔40〕 NFT化されたオンラインゲームのコンテンツは相続できるか
〔41〕 著作物性があることが想定される故人のデジタルデータを相続する際の留意点は
〔42〕 故人のデジタルデータに著作物性がある場合の相続手続上の留意点は

（AI生成物の相続）

〔43〕 生成AIを利用した場合に法的権利は発生するのか
〔44〕 生成AIを利用して発生した法的権利は誰のものか
〔45〕 生成AIを利用して発生した法的権利を相続できるのか

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

Q&A デジタル領域の相続実務

ークラウド上のデータ・オンライン資産・ＳＮＳアカウント・ポイントプログラム等ー

編集　東京弁護士会　親和全期会

拡大するデジタル領域の相続問題に実務的な指針を示す！

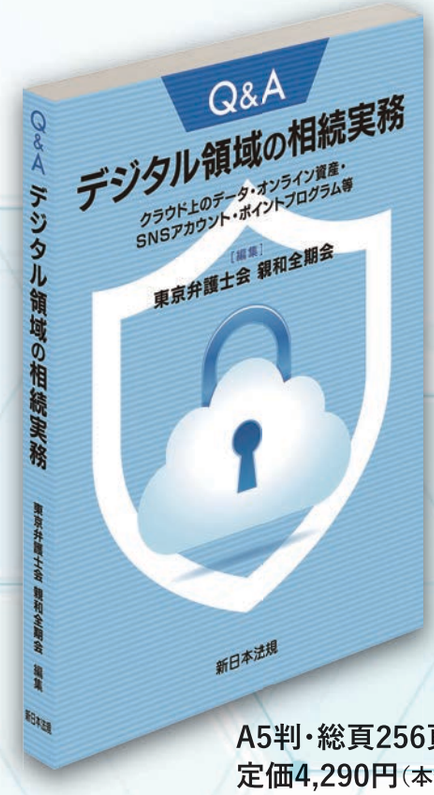

- 暗号資産・NFT等を含む先端的なデジタル領域の承継実務を網羅的に整理しています。
- 技術の進展で複雑化するデジタル領域の相続を分析し、規約・権利性を踏まえてわかりやすく解説しています。
- 相続問題に精通した弁護士がデジタル領域の遺産にかかる最新の知見を踏まえて執筆しています。

A5判・総頁256頁
定価4,290円（本体3,900円）送料410円
ISBN978-4-7882-9593-3

WEBサイトはコチラ

電子書籍も新日本法規WEBサイトで発売!!
〈電子版〉定価3,960円（本体3,600円）
※閲覧は、ストリーミング形式になりますので、インターネットへの接続環境が必要です。

0120-089-339（通話料無料）
受付時間 9:00～12:00　13:00～16:30（土・日・祝日を除く）
WEBサイト https://www.sn-hoki.co.jp/

会員登録はお済みですか？
–01– 会員限定の法令情報が読める
–02– 会員限定のサービスが受けられる
–03– ポイント・クーポンが利用できる
会員登録はこちら

総合法令情報企業として社会に貢献　新日本法規出版

（故人の権利と権利侵害への対応）

内容見本（A5判縮小）

〔11〕　故人が生前受けていたインターネット上の権利侵害の法的地位を相続できるか

Q　故人が生前インターネット上で権利侵害を受けていました。こうした生前の故人に対する権利侵害について、相続人において発信者を特定して損害賠償請求できる法的地位も相続するのでしょうか。

A　損害賠償請求権は慰謝料も含んで相続されますから、インターネット上の権利侵害に対する損害賠償請求権も相続人において行使することが可能です。発信者の特定については、発信者情報開示請求権も、同様に相続されると理解すべきことから、相続人において行使可能と考えるべきです。

解　説

1　相続とは

民法882条は「相続は、死亡によって開始する」と定め、民法896条本文は、「相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する」旨を定めます。「ただし、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない」（民896ただし書）とされていることには留意が必要です。このように、相続が開始される故人の死亡時点で、被相続
の一身
そこ

コラム

○前島密の時代の通信の秘密？

現在のNTTやKDDIが民営化される前の前身が公共企業体だったように、電気通信事業は、我が国では公共事業として発展してきた歴史があります。この通信事業を国営、公営とするべきという発想は、郵政省の前身である逓信省が作られた前島密や榎本武揚の時代まで遡るようです。第101回国会衆議院本会議第24号昭和59年５月10日で、鈴木強議員は、通信事業が国営とされてきた経緯について下記のとおり発言しています。

「当時の先覚者榎本武揚先生や前島密先生の主張された、電気通信事業は公共性が極めて高いこと、都にひなにあまねく公平にサービスを提供すべきであること、通信の秘密は絶対に守られなければならないこと、電気通信事業は我が国の政治、経済、文化の先駆的使命を担うものであること、したがって本事業は利潤追求を目的とする民間経営にすることはできないとする先見性ある英知と勇断によって、この事業は政府がこれを専掌するということとなり、自来今日まで、実に星霜117年間、終始一貫国有国営ないし公共企業体として経営されてまいったのでございます。」

しかし、逓信省が創立された時代の通信の秘密は、果たして、現代の通信の秘密と同義だったのでしょうか。また、通信事業を国営とすべき論理として使われた文脈にいう通信の秘密と、国家から国民の自由を保障する現在の憲法21条２項で保障された通信の秘密は、全く同じもので

〔25〕　暗号資産を持っているときの生前対策とは

Q　現在、終活の一環として財産の整理を行っていますが、自身が保有している暗号資産の取扱いについて悩んでいます。暗号資産の生前対策としては何をすればよいでしょうか。

A　交換所で取引されている暗号資産は、相続が発生した場合には相続財産として遺産分割の対象となります。そのため、遺言書の作成など、一般的な相続の生前対策を行っておくことが有効です。

一方で、不動産や預貯金などの典型的な生前対策とは異なり、暗号資産特有の事情があるので留意が必要です。

解　説

1　暗号資産の相続財産性

ビットコイン（BTC）やイーサリアム（ETH）のような暗号資産（以前は「仮想通貨」と呼ばれていましたが、資金決済法の改正により名称が変更されました。）については、昨今、一般市民にも認知され、多くの方が保有するようになりました。それに伴い、被相続人が暗号資産を保有していたという事例が増加しています。その場合、残された相続人としては、被相続人が保有していた暗号資産の処理について頭を悩ませることになります。

役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除きます。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの、又は、②不特定の者を相手方として①に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるものが「暗号資産」であると定義されています（資金決済２⑭）。

したがって、暗号資産の保有者に相続が発生した場合には、被相続人が保有していた暗号資産は相続財産となります。ひいては、相続の生前対策を行う場合には、暗号資産の取扱いについても問題になってきます。

2　相続に対してどのように備えるか

（１）　遺言書の作成

暗号資産が相続財産である以上、相続が発生した際の暗号資産の処理は、基本的に民法の
そうだとすると、被
暗号資産についても遺
された相続人間で協議
める必要があります。

〔45〕　生成AIを利用して発生した法的権利を相続できるのか

Q　AIを用いて制作した小説やイラストなどについて、仮に著作権などの権利が認められるとした場合、それは将来的に家族が相続して管理することができるのでしょうか。

A　人間の関与により創作的な部分が含まれる成果物については、著作権が発生し、その著作権は通常の財産権と同様に相続人に承継されます。ただしAIが完全に自律して出力した成果物については、そもそも著作権が発生しないため相続の対象とはなりません。さらに、生成AIの成果物がクラウドサーバ上に保管されている場合などには、サービス利用規約により承継が制限される可能性があるため注意が必要です。

解　説

1　生成AIによる成果物と著作権の帰属

AIによって生み出された成果物のうち、人間が構成や修正を加えるなどして独自性を加味した部分には、人間の思想や感情が反映されていると評価され、著作権が発生する余地があります。この場合の著作権は従来どおり財産権として扱われ、著作者の死後は相続によって承継されます。

2　相続とAI利用権の関係

するのではなく、プラットフォームの利用権に依存している点が重要です。

ユーザーが成果物の保存場所としてクラウドを選んでいる場合、そのアカウント自体の利用権限や契約上の地位を相続できるかどうかは、各サービスの規約によって左右されます。例えば、死亡により利用契約が終了する旨が規定されていれば、そのアカウントを相続して引き続き利用することは困難です。

反対に、相続人による引継ぎを許容している規約であれば、相続手続を経てアカウントや保存データを管理できる余地があります。したがって、被相続人が利用していたサービスの利用規約をあらかじめ確認し、相続後の継続利用が可能かを整理しておくことが不可欠です。

3　著作者人格権との関係

新日本法規出版株式会社
本　　社　〒460-0011　名古屋市中区大須4-1-65
総轄本部
東京本社　〒162-8407　東京都新宿区市谷砂土原町2-6
（2025.12）51003861
この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。